

専決処分の報告について

(授業中に発生した傷害事故に係る示談処理)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事件の概要

令和3年、区立小学校において、授業時間中、児童が学力向上専門員の個別指導を受けるため、家庭科室で一人きりで待機していたところ、転倒し、右耳鼓膜を損傷した。

2 和解の内容

令和5年2月7日付け区議会議長あて報告文のとおり

3 専決処分年月日

令和4年11月4日

4 支払い

示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン㈱から、令和4年11月18日に支払われた。